

2020年1月15日

中野区長 酒井直人 様  
文化・国際交流課 御中

公益社団法人 日本建築家協会 中野地域会  
代表 白江 龍三

## 旧豊多摩監獄正門に関する質問書

謹啓

日頃より中野区の文化向上に努められていることに、建築文化に携わる地域団体として敬意を表します。

さて、旧豊多摩監獄（旧中野刑務所）正門は中野の貴重な文化財であるため、弊会としてもその取扱いに注視して参りました。今般、以下の5点をご教示いただきたく、ここに記させていただきますので、ご返答いただけますよう、お願い申し上げます。

1. 土地の取得に関する進捗状況をお教え下さい。  
正門を中野区の文化財として指定するにしても、また都の文化財として指定するにしても、旧矯正研修所の敷地全体が区の所有になった旨の情報が未だ無いのは、区民として気に掛かるところです。土地取得が遅れているなら、その理由と、いつまで遅れるかを、ぜひ公表して下さい。
2. 株式会社 建文 による、正門の学術調査の中に  
「なお、今回調査を行つた『02-1 現地基礎試掘調査』により、現状の地盤高さは創建時地盤に盛土されたものであることが判明した。このことから、現地保存の場合であっても、創建時の建物と地盤の高さの関係を正確に復原しようとする場合には、正門の揚家、新設基礎の設置、正門の据え付けといった一連の工程を要することとなる。」とありますが、正門の周囲の地盤高さが盛土によるものであることは、現在の数段の階段で自明のことであり、揚家よりも、むしろ周囲の地盤面を創建時まですき取り、全体を階段で囲って排水を万全にする方法を採用するのが自然かつ一般的で、費用も少なく済むと考えられます。  
同じ調査報告書に「建物を保存するということは、その建物が建てられた経緯や土地の履歴といった歴史も継承し残すということ」、また「復原整備あるいは修復整備を行うにあたっては、文化財建造物の修復の原則にのっとり、文化財の価値を損ねないように、＜中略＞保存のために必要な措置は最小限の範囲としなければならない（下線弊会）」とあり、揚家による上下位置の調整はこれらとは明らかに矛盾します。文化財の一部である基礎も揚家に際して改変を避けられないでしょう。  
この矛盾についての中野区としての見解をお教え下さい。なお、揚家の目的が「正確な復元」にあるのではなく、他の何らかの理由がある場合は、それを開示して下さい。
3. 調査書の中に費用の概算がありますが、このような概算は複数の相見積りを経て初めてその妥当性・客観性を認め得るのが建築界の通例です。1社のみからの数値が独り歩きしないためにも、複数の見積りを入手するお考えは無いのか、ご教示ください。
4. 11月11日の区議会区民委員会で、この調査の報告についての議員質問に対し、区は「今後の判断は、教育委員会で検討する」と返答しています。しかし中野区の場合、教育委員会は狭義の学校教育の視点のみから議論する状態がここ数年続いており、文化財保護あるいは活用と言った、社会教育的観点からの議論が十分になされ得るか、疑問があります。この点の議論が正しく、かつ十分になされることを区としてどのように担保するか、お教え下さい。
5. 最後に、中野区はこのような文化資産の取扱いが複数の部署にまたがる点で特異であり、かつ主導部署が状況に応じ変化するようにも思われますが、その理由をお教え下さい。

以上

<次ページに区からのメール返信の要旨>

1月15日付でいただいた「旧豊多摩監獄正門」に関するご質問について、大変遅くなりましたが、以下のとおり回答いたします。

なお、ご質問の一部は要約しています。

【質問1】矯正研修所跡地の土地の進捗状況を教えてほしい。土地取得が遅れているなら、その理由と、いつまで遅れるかを公表してほしい。

(回答)添付の総務委員会資料(1月31日)をご覧ください。

【質問2】正門の学術調査報告書によると、正確に復原しようとする場合には、正門の揚家、新設基礎の設置、正門の据え付きといった一連の工程を要するとあるが、揚家よりも周囲の地盤面を創建時まですき取り、全体を階段で囲って配水を万全にする方法を採用するのが自然かつ一般的であり、費用もかからないと考えられる。

また、報告書では「土地の履歴といった歴史も継承して残す」「保存のために必要な措置は最小限」とあるが、揚家による上下位置の調整とは明らかに矛盾するのでは。見解をうかがいたい。

(回答)具体的な保存方法については検討中です。

【質問3】学術調査報告書に概算見積があるが、妥当性・客観性の点から、複数の見積をとる考えはないのか。

(回答)報告書の見積は現時点での概算です。方法の検討後、複数見積を取ります。

【質問4】11月11日の区民委員会で、区は「今後の判断は教育委員会で検討する」と回答しているが、教育委員会はここ数年学校教育の視点のみで議論しており、文化財の保護と活用の議論が十分になされるか疑問がある。議論をどのように担保するのかうかがいたい。

(回答)教育委員会では文化財についての専門性はありませんので、その部分については文化財保護審議会に諮問という形で意見を求めることになっています。

【質問5】中野区では文化資産の取扱いが複数部署にまたがり、所管が状況に応じて変化すると思われるが、理由をうかがいたい。

(回答)文化財に関しては、所有者、土地所有者、敷地内施設、樹木など付帯する要素に応じて所管が分かれます。生じた内容に応じて、それぞれ役割の中心が異なることをご理解ください。

以上、よろしく願いいたします。